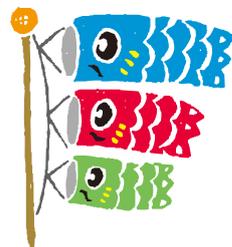


内容紹介

- 5月は消費者月間です。…………… (1)
- 貴金属等の「訪問購入」が法律で規制されました!…………… (2)
- sapo之助のミニ知識「消費者庁リコール情報サイトの紹介」…………… (2)
- 消費生活センター相談窓口から…………… (3)
- 「入学祝のスマートフォンで大失敗!!」
- お知らせ…………… (4)
- 消費生活支援講座に講師を派遣します
- 自動車税の納期限は5月31日(金)です



5月は消費者月間です。

月間統一
テーマ

「学ぶことから始めよう ☆☆☆ ～自立した消費者に向けて～」

毎日どこかで消費者を相手にしたトラブルが多く発生し、高齢者を狙った貴金属などの強引な訪問購入や、携帯電話に不当請求のメールを送りつけたりと、その手口は複雑で巧妙になっています。

今年度は「学ぶことから始めよう ～自立した消費者に向けて～」を月間テーマとし、全国で消費者、事業者、行政が一体となって消費者問題に関する啓発・教育等の各種事業が展開されます。

長崎県においても、県民の皆様方に消費者問題についての認識・理解を深めていただくとともに、消費者自身が自ら進んで知識を習得し、情報を収集することで、ぐらしの中の安全・安心を見直し、市民社会を構成する一員として社会に参画していただけるような社会を実現したいと考えています。

消費者月間啓発 キャンペーン を実施します!

消費者問題について、県民の方々に知っていただき被害を未然に防止するため、長崎・佐世保・諫早地区でチラシ等を使った街頭啓発キャンペーンを実施します。

主催 長崎県新生活運動協議会・長崎県生活学校連絡協議会

後援 長崎市・佐世保市・諫早市・長崎県 **内容** 啓発チラシの配布、パネル展示等

長崎地区

とき 平成25年5月9日(木)
13:30～14:30

ところ 長崎市浜の町アーケード
ベルナード通り

佐世保地区

とき 平成25年5月30日(木)
13:30～14:30

ところ 佐世保市四ヶ町
島ノ瀬公園横通り

諫早地区

とき 平成25年5月23日(木)
11:00～12:00

ところ 諫早市山川町
西諫早地区センター内広場

貴金属等の「訪問購入」が法律で規制されました! ～特定商取引法の改正～

特定商取引法とは、身近にみられる訪問販売や電話勧誘販売等の7種類の取引において、事業者に対する規制と消費者被害を救済しやすくするための民事ルールを定めています。これまでは、事業者が自宅に押しかけて、強引に貴金属等を買取る「訪問購入」は規制の対象外でした。しかし、一昨年度から訪問買取りのトラブルが激増したため、特定商取引法が改正され、訪問購入も規制対象となりました。

平成25年2月21日以降の契約については、この法律が適用されます。



主な内容

- 対象物品** 訪問購入によって取引されるすべての物品。
ただし、政令で指定された自動車(二輪は除く)、大型家電、家具、書籍、有価証券、CD、DVD・ゲームソフト類等の6品目は対象外。
- 規制の内容**
 - ・不招請勧誘の禁止(勧誘の要請をしていない者に対する勧誘の禁止)
 - ・事業者名・勧誘目的等の明示義務、再勧誘の禁止、強引な勧誘の禁止。
- 書面の交付義務** 買取価格等の必要事項を記載した書面の交付義務。
- 訪問購入契約のクーリング・オフ制度**
 - ・消費者(売主)は、必要事項を記載した契約書面を受け取った日を含め、8日間はクーリング・オフが可能。
 - ・クーリング・オフ期間内は、買取業者に対して売却商品の引き渡しを拒むことができる。
 - ・クーリング・オフ期間内に、買取業者が受け取った商品を転売するときは、すみやかに、転売日時、相手先業者名、価格などを消費者に通知し、また、転売先にも、クーリング・オフの対象商品であることを伝える義務がある。
 - ・消費者が積極的に買取業者の来訪を依頼し、契約した場合は適用除外。

注意点

悪質な違反・違法行為については、行政処分や罰金の対象となりますが、悪質な買取業者は、強引に来訪し、書面を交付しないまま、商品を持ち帰る可能性があります。突然訪問する買取業者は、家に入れなくて、きっぱりと断りましょう。少しでも不安なことがあれば、お近くの市町の消費生活センターや相談窓口にご相談を。



「あなたの加湿器は大丈夫？」

「消費者庁リコール情報サイト」を利用しましょう

今年の2月に発生した長崎市のグループホーム火災。その原因は加湿器ではないかと言われています。計5万台余りが販売されましたが、火災につながる事故が全国で46件報告されたのを受け、平成11年1月リコールが決まり回収が進められました。しかし回収率73%程度で約5000台が未回収のままになっています。リコール情報が的確に伝わっていれば事故は防げたかもしれません。

この「消費者庁リコール情報サイト」には事業者の届出等により関係省庁等が公表したリコール情報と、事業者から直接消費者庁に寄せられたリコール情報が提供されています。リコール情報については、製品等に何らかの欠陥や不具合があり、安全上問題が生じる可能性があるもののほか、消費者が製品等を安全に使用できるための予備的処置として、事業者が回収、修理を行うものについて、消費者への注意喚起等を含め、情報提供が行われています。

「消費者庁リコール情報サイト」ホームページアドレス

PC <http://www.recall.go.jp/> 携帯 <http://www.recall.go.jp/m/>

また、消費者庁ではリコール品の新規登録情報を「全体」、「高齢者」、「子ども」の分類で、それぞれで受信することができるリコール情報のメール配信サービスも行っています。

リコール情報メールサービス登録アドレス <http://www.recall.go.jp/service/register.html>

消費生活センターの相談窓口から

「入学祝のスマートフォンで大失敗!!」

相談事例

入学祝で買ってもらったスマートフォン、興味本位でアダルトサイトのサンプル画像を見るためにアプリをインストールした。最初はフィルタリング機能によりブロックされたが、管理者が自分になっていたのでブロックを外しインストールした。「18歳以上ですか」と年齢確認があり「はい」とクリックしたところ、いきなり「登録されました」とし、登録料98,500円を請求する画面が表示された。あわててサイトに退会申請をしたが「退会処理不可」とのメールが届き、その後は何十通もの高額な請求メールが届くようになった。どうしたらいいか。



(相談者15歳 学生)

センターの対応

インターネットの取引については電子契約法で、契約成立の時点・要件が定められています。契約内容の確認や同意がないまま契約したとして料金請求を受けても支払う必要はありません。退会手続き等は必要なく、サイト運営事業者に連絡すると個人情報把握されてしまい請求が続く可能性があるため連絡しないよう伝えました。相談者は管理者を保護者にしてメールアドレスを変更しました。

消費者へのアドバイス

- 年齢認証や利用規約の同意などを複数回クリックした事だけで、消費者に何らかの責任が生じていると思わせる手口があります。
- 不正請求の画面を表示し〇日過ぎると請求金額が更に高額になると請求を急がされても、あわてず冷静に対応しましょう。
- サイトやサイトに依頼されたという調査会社から個人情報の調査に入るとのメールが届く事もありますが、接続情報や電話番号から個人情報を特定することはできません。不正な方法で個人情報を入手することは禁じられています。連絡する必要はありません。
- Andoroid(アンドロイド)OSの場合は、公式マーケットサイトでも、個人情報を不正に入手する等のソフトが置いてある場合があります。「アクセス許可を確認する」「信頼できる公式アプリマーケットからアプリをインストールする」「セキュリティソフトを導入する」という対策も必要です。
- 未成年者に携帯やスマートフォンを持たせる場合は、管理者を保護者にし、フィルタリングや上限額の制限を利用しましょう。但し、携帯電話会社に登録している暗証番号がわかると簡単に変更できますので、暗証番号は親が責任をもって管理しましょう。
- 日頃から、何かあったら一人で悩まず誰かに相談するよう家族でよく話し合っておきましょう。トラブルにあったら、お住まいの市町消費生活センターや相談窓口または県消費生活センターに相談して下さい。

お知らせ

消費生活支援講座に講師を派遣します

長崎県消費生活センターでは、複雑・多様化する消費生活環境の中で、自立する消費者としての意識を高め、被害を未然に防止するため、講座に講師を派遣します。
(派遣期間:平成25年5月~平成26年3月 経費は無料です)

◆高齢者見守り講座◆	
対象	民生委員、在宅福祉に従事する方等 (地域包括支援センター等支援者が主催する講座)
テーマ	高齢者を狙う悪質商法の実態と対策法

◆消費生活支援「シニア講座」◆	
対象	主に高齢者 (市町教育委員会、公民館、老人大学等が主催する講座)
テーマ	悪質商法に騙されないために

◆消費者講座「くらしの安全」◆	
対象	一般消費者 (市町、各種団体等が主催する講座)
テーマ	①知っておきたい!食べ物の知識 (糖分、添加物等の簡易実験もできます。 但し材料費のみご負担下さい。) ②身近な商品でトラブルにあわないために

◆消費生活支援「ヤング講座」◆	
対象	高校生など社会人となる前の方 (高等学校、PTA等が主催する講座)
テーマ	賢い消費者になるために

◆このほか、消費生活に関するご希望のテーマによる「消費生活学習会」へ講師を派遣します。
また、消費生活センター内の講座室を利用できます。

申込、
問合せ

★長崎県消費生活センター TEL 095-820-8065

〒850-0057 長崎市大黒町3-1 交通産業ビル4階
ホームページ (<http://www.pref.nagasaki.jp./shouhi/>) 「ながさき消費生活館」でも申し込みが可能です。



自動車税の納期限は5月31日(金)です



- 自動車税の納税通知書は、5月9日(木)に発送します。
- 金融機関のほかコンビニエンスストアでも納付できます。納期限までに必ず納めましょう。
- 「納税証明書」は継続検査及び構造等変更検査の際に必要ですので、車検証と一緒に大切に保管してください。
- 転居等で納税通知書が届かない方は、お問い合わせください。

《お問い合わせ先》

長崎振興局税務部	TEL 095-821-8835
県央振興局税務部	TEL 0957-22-0508
県北振興局税務部	TEL 0956-24-7056
五島振興局税務課	TEL 0959-72-2121 (代表)
壱岐振興局税務課	TEL 0920-47-1111 (代表)
対馬振興局税務課	TEL 0920-52-1311 (代表)

この情報は県消費生活センターのホームページ「ながさき消費生活館」でもご覧いただけます

<http://www.pref.nagasaki.jp/shouhi/>



計量器に関するお問い合わせは

長崎県計量検定所

〒850-0047 長崎市銭座町3-3
TEL 095-844-9892 FAX 095-844-8844

編集・発行

長崎県消費生活センター

(長崎県県民生活部食品安全・消費生活課)
〒850-0057 長崎市大黒町3-1 長崎交通産業ビル4階
ホームページ「ながさき消費生活館」 <http://www.pref.nagasaki.jp/shouhi/>

TEL 095-824-0999
FAX 095-828-1014